

# 自由貿易と環境保護 (1992 年 2 月 GATT 報告書)

2001 年 10 月 3 日

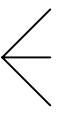
発表者： 足立 知之 谷際 春佳 中野 さやか

## 1 概観及び要約

よりよき環境に対する貿易の貢献

自由貿易と環境保護 → さまざまな見かた

多角的協力の必要性

環境問題    
国際問題

- ・ 国際貿易競争に与える環境政策の影響についての懸念
- ・ 他国の環境上の優先順位と慣習に対する支配権の主張
- ・ 有害物質やそれを含む製品が越境して地球全体に汚染を及ぼす

多国間のルールの必要性

多国間の協調の必要性

→ マイナスのインセンティブよりもプラスのインセンティブの利用

貿易政策の役割

貿易に関しての一方的な制限は環境問題を解決するための最も有効な対策では決していない

貿易政策の「アメ」と「ムチ」

保護貿易論の危険性

効率的な環境政策を

貿易システムの利害得失

**GATT ルール**：基本的に国内生産活動、または内国産品・輸入品の消費から生じる環境損害防止の為に適当な措置を講じることについての各国政府の権限に何ら制限を加えるものではない。

ガット第 3 条 2 項、4 項(要旨)

2 項：他の締約国に輸入されるものは、同種の国産品に直接または間接に課されるいかなる種類の、内国税もしくは他の内国課徴金を超える、内国税もしくは他の内国課徴金を直接または間接に課してはならない。さらに、前項に定める原則に反するその他の方法で、内国税その他の内国課徴金を輸入品または国内品に課してはならない。

4 項：他の締約国に輸入されるものは、国内への販売、購入、輸送、分配や使用に関する全ての法、規制、要件に関する国内原産の同種の国産品への待遇よりも、不利でない待遇を与えることを確保する。

→ 懲戒規定の成立 = 例外措置

GATT ルールの制約的働き

貿易政策が実行されることなく一方的に行なわれること = 真のリスク

- \* 貿易システムの役割：適正な国家的環境政策と関連して、環境の改善と保全に寄与することのできる自由国際貿易のさまざまな手法の開発

## 2 GATT の原則と環境

GATT 一般協定の基本は差別の撤廃である。すなわち締約国が国産品と輸入品、原産地をことにする輸入品の間、国内マーケット向の商品と輸出品の間の差別をできるだけ少なくすることである。したがって、それは一般協定の中に環境問題として、特に触れてなくとも、差別のない環境政策通常いかなる GATT の規制にも触れないと、結論することは根拠のあることである。

GATT の内外無差別の原則が果たしている中心的な役割

自国の環境の保全

GATT ルールの中で認められている措置

- ・ 汚染をもたらす製品に対する打ち上げ税の課徴
- ・ リサイクル可能廃棄物にに対するデポジット制
- ・ 環境に優しい製品に対する税制上の優遇措置
- ・ 汚染を最小限とするような国内消費性向

GATT 20 条の例外措置により締約国は内外の差別の原則に優先して健康、安全、国内資源の保全を行うこと出来るとされている

- \* ただし一定の条件が満たされる時のみ

ガット第 20 条(一般的例外)(要旨)

この協定の規定は締約国が次のいずれかの措置を採用することはまたは実施することを妨げるものとして解してない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段とうな方法で、または国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

b : 人、動物、または植物の生命または健康の保護の為に必要な措置

g : 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る



- 貿易上の何らかの措置が目標達成には必要なこと
- この目標が輸入品の競争力の削減のための口実として利用するものではないこと

したがって、GATT ルールは原則的には国内生産行為または輸入品・国産品の消費行為による損害から自国の環境を保全する各国の権利を制約するものではない、一般にすべての国は、国産品に対するいかなる措置も輸出品・輸入品に対して、実施することが可能で、また、国産品の製造工程に対しては、必要と考えられることはいかなることでも行えるのである。

## TBT 協定

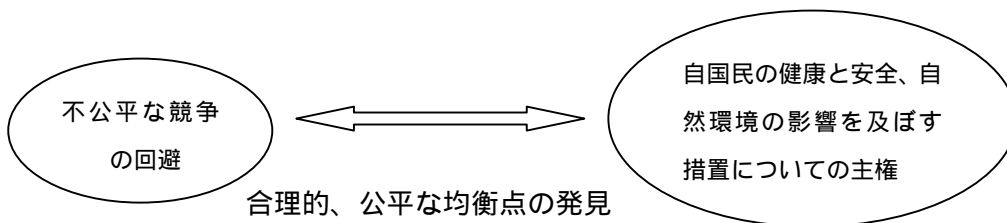
技術的な規則は貿易に対して不必要な障壁を作らないように作成されるべきである = 可能な限り常に国際標準を使用すること

中央政府機関に関する TBT 協定第 2.1 条(抜粋)

2.1 加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても、同種の国内原産のおよび他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

2.2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的としてまたはこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定されまたは適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、とくに、国家の安全保障の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護または環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術または製品の意図された最終用途を含む。

- \* 例外…人、動物、または植物の生命または健康の保護  
    気候や地理的な要因などの環境問題                      を理由とする場合
- \* 輸出国の異議申し立て
- \* 補助金について…補助金を制限  
    ただし 環境問題が発生しないための産業の再編成のための補助金  
    → 締約国の権利として認める



環境の関する他国の行動の変更を求める時

G A T T ルールの下では、輸出国の国内環境政策や慣行次第でマーケットへの参入を調節することは、原則的に禁止されている。

- \* 条件…原産地の差異による差別をしない  
    → 不公正貿易の防止だけを目的としたものではない  
    市場参入制限の脅しを使って輸入国が一方的に自国の基準や慣行を押し付けることから G A T T 締約国を守るため

## コラム 1

公衆衛生及び、植物検疫のリスクマネジメント

第 1 ステップ・・・病害の蔓延の可能性と結果

飲食製品に含まれる添加物、汚染物、有害物により、人及び動物  
の健康上の有害効果の可能性

第 2 ステップ・・・リスクの容認できるレベルの決定

第 3 ステップ・・・リスクマネジメントの手段

## 実際の判例

|          |                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| <b>1</b> | 米国によるカナダ産のマグロ及びマグロ製品の輸入禁止                                             |
| 提訴理由     | 理由 資源保護                                                               |
| パネルの判決   | 米国敗訴                                                                  |
| 判決の理由    | 輸入禁止のマグロの種類は、米国内でも漁獲量を制限されていない→差別的（内国民待遇）                             |
| <b>2</b> | カナダによる未加工のニシン・サケの輸出禁止                                                 |
| 提訴理由     | 資源保護                                                                  |
| パネルの判決   | 米国敗訴                                                                  |
| 判決の理由    | ニシンとサケの消費量について何らかの制限はないので、資源保護と輸出禁止には関連性がない                           |
| <b>3</b> | タイによる紙巻タバコの輸入禁止                                                       |
| 提訴理由     | 人の健康のため                                                               |
| パネルの判決   | タイ敗訴                                                                  |
| 判決の理由    | タバコは有害、だが、紙巻タバコの国内での生産・販売に制限がないのは差別的である（内国民待遇）                        |
| <b>4</b> | 米国による石油などの製品への課税（提訴はカナダ、E C、メキシコ）                                     |
| 提訴理由     | 資源保護（税収の一部をスーパーファンド法に充当）                                              |
| パネルの判決   | 米国敗訴                                                                  |
| 判決の理由    | 国産石油よりも輸入石油に高い税率をかける税金は差別的である（内国民待遇）                                  |
| <b>5</b> | マグロ / イルカ事件                                                           |
|          | 米国によるメキシコなどで取れるマグロ及びその加工品の輸入禁止                                        |
| 提訴理由     | イルカ保護                                                                 |
| パネルの判決   | 米国敗訴                                                                  |
| 判決の理由    | G A T T 3 条は産品とは関係ない輸出・輸入両国の清算規制の比較を求めているわけではない→認めてしまうと、抜け道になってしまうだろう |

|        |                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6      | エビ / ウミガメ事件                                                                                                                 |
|        | 米国によるインドなどで取れるエビ及びその加工品の輸入禁止                                                                                                |
| 提訴理由   | ウミガメ保護                                                                                                                      |
| パネルの判決 | パネルの判決 米国敗訴                                                                                                                 |
| 判決の理由  | 理由 第 20 条( g )にあてはまるが、「正当でない差別待遇」、「任意の差別待遇」、そして「国際貿易の偽装された制限になるような方法」に引っかかる為<br>→ 有限天然資源の保護の為に一国の法令の域外適用を認める<br>→ だが、特殊な判決か |
| 7      | アメリカの奢侈税、高燃費車税(どちらも提訴は EU)                                                                                                  |
|        | 奢侈税: 3 万ドル以上の車に課税                                                                                                           |
| 提訴理由   | 自動車はすべて同種の製品であり差別はおかしい                                                                                                      |
| パネルの判決 | EU 敗訴                                                                                                                       |
| 判決の理由  | 奢侈税、高燃費車税は国内産品保護の目的と効果をもたない → 3 条に違反でない                                                                                     |
| 8      | アメリカの CAFÉ 規制(提訴は EU)                                                                                                       |
|        | CAFÉ 規制: 自動車メーカー・輸入業者ごとに平均燃費を一定レベル以上にする規制                                                                                   |
| 提訴理由   | 自動車はすべて同種の製品であり差別はおかしい                                                                                                      |
| パネルの判決 | EU 勝訴                                                                                                                       |
| 判決の理由  | CAFÉ 規制は同種の製品を差別している → 3 条に違反                                                                                               |
| 9      | 日本の酒税法(提訴は EU ほか)                                                                                                           |
|        | 酒税法: 酒の種類(焼酎、ブランデーなど)により異なる税率をかける                                                                                           |
| 提訴理由   | 酒はすべて同種の製品であり差別はおかしい                                                                                                        |
| パネルの判決 | EU 勝訴                                                                                                                       |
| 判決の理由  | 酒税法は同種の製品を差別している → 3 条に違反                                                                                                   |

## 提言その他

GATT パネルのポイント

- ・ 3 条に違反か
- ・ 20 条例外は適用されるか
- ・ なにが同種の製品か
- ・

現在これらのパネルの判決はケースバイケース

→ これはいいかもしれない

もし、明確な規定をすれば保護貿易主義者とのいたちごっこ

蛭田・靱山「GATTの「域外適用」の解釈について Tuna/Dolphin Case と Shrimp/Turtle Case を基に検証」より

→ GATT の解釈はケースによって変わっている

エビ・カメ（AB）は「域外適用」という概念から離れたところで判決が下されている。

エビ・カメでの結論は国際的なコンセンサスが取れていないため、ここからはGATTにおけるこれからの動向は読めない。

F・ケアンクロス著「地球環境と成長」より

→ 象牙の貿易禁止は密猟を促進させ、むしろより象を絶滅の危機に追いやるだろう

一方象牙貿易をすることによって、原産国は永代に渡り象牙により利益を得ようとするので、象は保護される

一方 GATT は締約国がその種の物品の国内販売、輸出入の禁止を認めている

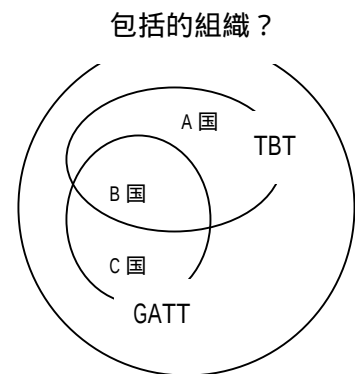
→ G A T T が正しいとは限らない

環境に関する G A T T 改正は必至、

環境問題は状況が大きく変化しつづけている

T B T と G A T T を組み合わせて矛盾のないような組織を

入りやすいインセンティブが沸く（アメとムチ）包括的組織の制作を



#### SOURCE

山口光恒「地球環境問題と企業」岩波書店 2000

F・ケアンクロス「地球環境と成長」東洋経済新聞社 1992

山口研究会 靱山・川戸「自由貿易と環境問題・自由貿易と環境保護の両立」2000 年 11 月 1 日

山口研究会 杉山・藤田「貿易と環境問題 GATT 三条を巡る具体的事例」

山口研究会 蛭田・靱山「GATTの「域外適用」の解釈について Tuna/Dolphin Case と Shrimp/Turtle Case を基に検証」

ジョン H ジャクソン「世界貿易機構ガット体制を再構築する」東洋経済新聞社 1990